

印紙税の困難 課税の境界線

印紙税は、経済社会における流通取引に付随して行われる文書の作成行為を捉えて課税するもので、税の種類からいえば一般的には流通税に分類されます。

契約書や領収書などの文書が作成される場合、その背後には、取引に伴って生じる何らかの経済的利益があり、また文書化により取引事実が明確となり法律関係が安定化するという点に着目し、ここに担税力を見出して課税していると言われています。

印紙税は、わが国ばかりでなく、米英仏蘭その他の国々においても古くから採用されている租税です。

課税されるものは、印紙税法別表第1の課税物件表

に列挙されている文書に限られ、この物件表に掲げられていない文書は、たとえその文書が財産的に重要な意味をもっていたとしても、課税されることはありません。

印紙税の納税義務は、課税文書を作成したときに成立し、その納税義務者は、課税文書の作成者です。また、一つの課税文書を二人以上の者が共同して作成した場合、（たとえば売買契約書）には、それらの者は連帯して印紙税を納める義務があります。

印紙税については、最近課税を困難とする動きが現れています。ペーパーレス化とグローバリゼーションです。領収書が省略される振込制度の普遍化、電子公証・電子署

名・電子押印も制度化され普及段階になってきたこと、文書作成を外国の代理人に委託する動きもあり、「国外における文書の作成」も珍しいことではなくなってきたこと、などです。

国外作成文書は、現行印紙税法が「属地主義」を採って、「文書作成時の場所を基準とした課税」を旨としているので、「取引場所」「証明目的」「証明効力」の面において何ら異なることのない文書であったとしても、その文書に基づく権利の行使または文書の保存が国内で行われるものであったとしても、文書の作成場所が国外であるという理由だけで課税対象外になってしまいます。

ただし、その文書に国外で作成した旨の記載があった場合でも、実際は国内で作成されたものだといふときは、課税対象になります。

春爛漫。見頃の桜が土日まで持つかどうか心配ですが、日曜日が休日になったのは明治9年4月からです。土曜日も半ドンになりました。それまでは毎月一と六のつく日が休みでした。4月は学校も新学年。官公庁も新年度のスタートです。改正税法の施行も今月ですが、1月に遡って適用されるものもあります。注意してください。

5日清明、20日穀雨。



頭にきたときには
百まで数えよ。
怒り心頭に発したときはのしれ。
(アメリカの作家 マーク・トウェーン)

4月の税務メモ

(国 税)

- 3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

11日

15日
5月2日

(地方条例
による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告書の異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。